

————— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

ドリーム・エナジー株式会社の グリーンファイナンス・フレームワークに対して Green 1(F)を付与

評価対象： ドリーム・エナジー株式会社 グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

ドリーム・エナジー株式会社は、環境関連設備のリースを中心とし、再生可能エネルギー等の電気の供給に関する事業のほか、電気通信事業法に基づく電気通信事業を行う会社である。ドリーム・エナジーは環境関連商品の販売・施工および保守管理やエネルギーソリューション、卸販売、リースを行う日本エコライフ株式会社（1995年5月設立）からの100%出資を受け、2013年4月に設立されたものである。ドリーム・エナジーは人材をはじめとする経営資源のほか、環境に関するビジョンをはじめとする各種方針についても日本エコライフと一体となって運営されている。

ドリーム・エナジーは「タフな地域コミュニティをつくる」ことを日本エコライフと共通して自社のビジョンに掲げるとともに、その創生にはエネルギーの地産地消が不可欠であるとの認識を有している。そうした認識のもと、ドリーム・エナジーはエネルギーの地域での生産に向けた取り組みとして、日本エコライフと連携し、地域単位での再生可能エネルギーの普及拡大に向けたリース事業を現在の主たる事業活動としている。加えて、ドリーム・エナジーはエネルギーの地域での消費に向けた取り組みについても今後の事業計画に織り込んでおり、事業活動を通じた地域と環境への貢献を着実に実行する具体的な道筋を経営の指針として描いている。

一般の評価対象は、ドリーム・エナジーが社債または借入金等（グリーンファイナンス）の手段により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレ

ームワーク（本フレームワーク）である。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則」¹、「グリーンローン原則」²、「グリーンボンドガイドライン」³および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」⁴に適合しているか否かの評価を行う。上記の原則およびガイドラインは、いずれも各公表主体が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として、当該原則およびガイドラインを参照する。

本フレームワークによって調達された資金は、リース用の個人向け住宅太陽光発電設備および付帯設備への新規投資またはリファイナンスに充当される。また、ドリーム・エナジーは本フレームワークで対象とする資金使途に関して、環境に対する負の影響を特定し、適切な回避・緩和策を計画している。以上より、JCR は本フレームワークで定める資金使途について、環境改善効果の大きいプロジェクトを対象としていると評価している。

適格プロジェクトの選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、ドリーム・エナジーの経営会議にて機関決定されるほか、本フレームワークに定められた適格性基準を満たすことが求められる。グリーンファイナンスによって調達された資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本フレームワークについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

これらの結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。

本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018
<https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.14-47)

⁴ 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.48-89)

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格資産が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

■資金使途の概要

当社が保有し、使用者とリース契約を締結する既往および建設中の太陽光発電設備（当社の保有物件）及び蓄電池、V2H、カーポートの設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金

<本フレームワークに対するJCRの評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

i.本フレームワークで定める資金使途はリース用の個人向け住宅太陽光発電設備および付帯設備への新規投資またはリファイナンスであり、環境改善効果が大きい。

本フレームワークで掲げられた資金使途は、ドリーム・エナジーが顧客に対して提供するリースサービス「ゆめ電力」のリース対象となる太陽光発電設備および付帯設備への投資に充当される。

ドリーム・エナジーの親会社である日本エコライフは、1995年の創業当初より、「ゆめソーラー」というサービス名で、個人の屋根等に設置するための太陽光発電設備を販売してきた。主に、福岡・大分・熊本県を対象として、年間平均500件から700件の販売実績がある。「ゆめソーラー」を提供するなかで、太陽光発電設備導入のための費用についての個人の負担が重く、太陽光発電設備の普及が進まない要因のひとつとなっていることに着目し、2019年に「ゆめ電力」の提供を開始した（現在は契約主体を日本エコライフからドリーム・エナジーに移管している）。「ゆめ電力」を申し込んだ顧客は、初期費用の負担無く、10年間のリース期間中のリース料の支払いのみで自宅に太陽光発電設備のほか蓄電池、V2H⁵および関連するカーポートといった付帯設備を利用することができる。

同サービスは太陽光発電設備による発電・自家消費による電気料金負担削減効果のほか、停電時の非常用自立電源確保、故障発生時の日本エコライフによるメンテナンス等の利用者に対するメリットを有し、個人住宅への太陽光発電設備普及を促進するものとなっている。

⁵ V2H(Vehicle to Home)とは電気自動車家庭用の電力源として利用することを指す。電気自動車を移動手段として使わない際に、搭載された大容量の蓄電池を電力貯蔵設備として利用する。

本フレームワークで掲げられた資金使途は、この「ゆめ電力」により個人がリース契約で借り受けるリース用の個人向け住宅太陽光発電設備および付帯設備の購入資金および設置費用を対象とするものであり、九州エリアにおいて個人向け住宅太陽光発電設備の豊富な実績とノウハウを有する日本エコライフによって施工およびメンテナンスが行われるものであることから、CO₂排出が着実に削減されることが見込まれる。

従って、JCRは本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO₂排出削減による環境改善効果が高いものであると評価している。

- ii. 資金使途の対象となるプロジェクトは、「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」に該当するほか、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当し、日本の新エネルギー政策において分散型電源の1つとして重要な役割を担うものである。

再生可能エネルギーの中でも、住宅用太陽光発電システムは、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。また、将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第5次エネルギー基本計画では、国内資源に限られ、自然災害の多い日本においては、個人等需要家に近接した小規模太陽光発電システムは非常用電源としても利用可能であることから、今後一層の普及が期待されている。また、ピーク時の供給過剰を勘案すると、蓄電池等との組み合わせにより長期安定的な電源として成熟していくことが期待されている。

2009年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電システムは、2019年以降順次、10年間の買取期間が終了する。政府は、買取期間終了後は小売電気事業者との相対契約による余剰電力の売電、電気自動車の普及やオール電化住宅の増加に伴う自家消費を促進することを意図している。買取制度終了直後は需要が一時的に低下する可能性があるものの、中期的には、自家消費型ライフスタイルの浸透、小売電気事業者等の業容拡大等による相対契約の普及等によって、住宅用太陽光発電システムに対する継続的な資金需要が見込まれる。

b. 環境に対する負の影響について

住宅太陽光発電設備および付帯設備の設置にあたってはチェックリストを用いて工事が適切に行われていることが確認されるほか、不具合時の補修にかかるメンテナンス契約が締結される。また、工事による騒音やパネル光害についても近隣への周知やパネル設置方向・角度等の調整による管理を行っている。加えて、本フレームワーク記載の太陽光設備および付帯設備についてはすべて保険が付保されており、災害によって設備が破損した場合は保険金による修復が行われる。さらに「ゆめ電力」の契約対象である太陽光発電設備等はリース期間満了後も契約者である個人顧客が継続的に使用することを想定しているものの、使用しなくなったパネルの廃棄問題に鑑み、今後はリース契約書への記載等を通じて住宅太陽光発電設備および付帯設備の廃棄に関する説明を行うことを予定している。

ドリーム・エナジーは本フレームワーク記載の資金使途について、上記の通り回避・緩和策を講じている。JCRはこれらの回避・緩和策について、環境に対する負の影響を特定し、適切な対応を行うものであると評価している。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」に分類される事業であるほか、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a.目標

<目標にかかる本フレームワーク>

■長期ビジョンに立った投資方針

当社は太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を通じたタフな地域コミュニティの創出を目指しています。
経済と資源の基盤を有し、環境や安全性に配慮した次世代に託す成長性のある地域に貢献することを目指しています。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの資金使途はリース用の個人向け住宅太陽光発電設備および付帯設備への新規投資またはリファイナンスであり、ドリーム・エナジーの主力事業に対するものである。ドリーム・エナジーはグリーンファイナンスを通じ、リース契約方式による個人向け太陽光発電システムの普及拡大、PPA⁶およびVPP⁷を用いた地域コミュニティ（自治体や地域金融機関）をビジネスパートナーとする事業への展開、再生可能エネルギーの導入からエネルギーの地産地消による地域コミュニティの創成、地域資源活性化への貢献等によるタフな地域コミュニティ（持続可能な自立したコミュニティ）の構築を目標としている。JCRはドリーム・エナジーがグリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標について、上記フレームワークと整合的であることを確認した。

⁶ Power Purchase Agreement(電力購入契約):太陽光パネル等の設置形態のひとつ。第三者(PPA事業者等)が太陽光パネル等の設備を顧客の屋根上や遊休地に設置する。顧客は設備の所有権を取得せず、使用した電気料金をを第三者(PPA事業者等)に支払う。設備の設置および保守は第三者(PPA事業者等)が行う。

⁷ Virtual Power Plant:太陽光発電や蓄電池、電気自動車、ネガワット(節電した電力)といった需要家サイドの分散型エネルギーリソース(電力系統への直接接続設備を含む)をその保有者もしくは第三者が統合制御し、発電所と同等の機能を提供すること。

b.選定基準

<選定基準にかかる本フレームワーク>

■適格性基準

資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- ・対象設備が日本国内に存在していること
- ・対象設備のリース契約を締結するに際し、集金代行・保証会社の審査を通過していること
- ・プロジェクトへの投資は、関連グリーンボンドの発行日から遡って24ヶ月以内に実施されたものであること

<本フレームワークに対する JCR の評価>

上記の選定基準は、本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの資金使途を、ドリーム・エナジーの審査基準を満たすグリーン性を有するプロジェクトのうち、国内の安定的かつ持続的な発電が見込めるリース用の個人向け住宅太陽光発電設備および付帯設備に限定するものである。JCR は上記の選定基準について、グリーンファイナンスの資金使途を環境改善効果の高いプロジェクトに限定するものであり、適切であると評価している。

c.プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

■適格プロジェクトの選定プロセス

1. 業務提携先である地場工務店から紹介をうけた施主の新築一戸建て家屋の屋根に設置する太陽光発電システム及び付随する蓄電池を対象とするリース契約のリース債権とする。
2. リース契約締結に際し、集金代行・保証会社（株式会社アプラス等）が審査を行い、通過した物件のみリース契約を締結する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金使途の対象となるグリーンプロジェクトは、本フレームワーク記載のプロセスに従って選定が行われ、代表取締役社長および取締役2名の計3名で構成される経営会議において機関決定される。また、グリーンプロジェクトの選定にあたっては本フレームワーク記載の適格性基準を満たすことが必要条件となっている。JCR はこれらがグリーンプロジェクトの選定プロセスとして適切であると評価している。

ドリーム・エナジーはグリーンファイナンスに関する目標、選定基準およびプロセスについて、本評価レポートでの開示のほか、グリーンファイナンス実行時のプレスリリースないしは投資家に交付する社債要項、貸付基本合意書添付資料等による開示を予定しており、投資家に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

■ 調達資金と資産の紐付方法

- ・ 調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられる。

■ 調達資金の追跡管理の方法

- ・ 調達された資金は特定口座に入金され、当社の他の金銭から分別されて管理される。
- ・ 特定口座から個別システムの部材供給社に支払われる。
- ・ 管理部が追跡管理を行い、独立した会計システムを利用する。

■ 追跡管理に関する内部統制および外部監査

- ・ 資金移動は取締役3名による経営会議の決裁のもと実行される。管理担当取締役からの担当者への資金移動はチーフコンプライアンスオフィサーによる内部監査の対象である。

■ 未充当資金の管理方法

- ・ 調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金等価物にて管理する旨をグリーンローン借入時に貸付基本合意書の添付書類等で貸付人に開示の予定である。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は本フレームワークに加え、①グリーンファイナンスによる調達資金の管理については現在監査法人を選定中であり、外部監査を実行予定であること、②資金調達の管理に関する文書等については文書保存規定に基づき、グリーンファイナンスの償還または返済まで保存される体制が整備されていることをヒアリングにより確認した。

JCR はドリーム・エナジーの資金管理について、資金の充当計画が策定されており調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当されること、追跡管理が実施されること、追跡管理にかかる内部統制が図られていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

3. レポートニング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンファイナンスの実施前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポートニング体制にかかる本フレームワーク>

■資金の充当状況に関する開示の方法

- ・調達された資金からシステムを購入した際の資金移動は月次決算を行い、開示する予定である。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間に対象資産を売却した場合で再充当の必要がある場合には、グリーンボンド調達資金の全額を適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当するまで、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定している。
- ・充当状況および環境改善効果として当社が定めた内容について、当社ウェブサイト上にて、年次で開示の予定である。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間 JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定である。

■インパクト・レポートニングの開示方法および開示頻度

- ・当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定。
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間 JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定である。

■インパクト・レポートニングにおける KPI (Key Performance Indicator)

環境改善効果として以下のインパクト・レポートニングを予定している。

1. 適格グリーンプロジェクトによって削減された CO₂ 排出量（出力規格に基づく理論値）
2. 適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量（出力規格に基づく理論値）

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況にかかるレポートニング

ドリーム・エナジーは、グリーンファイナンスによる調達資金の充当状況についてウェブサイトにて年次で開示する予定である。また、グリーンファイナンスの対象資産に変動が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容を開示する予定である。JCR では、ドリーム・エナジーの資金の充当状況にかかるレポートニング計画について、適切であると評価している。

b. 環境改善効果にかかるレポートニング

ドリーム・エナジーは、グリーンファイナンスの対象資産による環境改善効果として、グリーンファイナンスの実行によって投資された太陽光発電設備による発電量および CO₂ 削減量の理論値をウェブサイトにて年次で開示する予定である。JCR では、ドリーム・エナジーの環境改善効果にかかるレポートニング計画について、環境改善効果にかかる指標が十分開示される予定であり、適切であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

ドリーム・エナジーの親会社である日本エコライフは、日本のエネルギー自給率の低さや今後の個人単位・地域単位でのエネルギー源の重要性に対する創業者の意識に基づき、1995年に環境関連商品の販売会社として設立された。日本エコライフは設立以後、太陽光発電を主軸とした再生可能エネルギーの普及に取り組んでおり、当初は住宅向け太陽光発電設備の販売・施工に注力した経営を行っていた。しかしながら、日本エコライフはそれらの販売・施工事業を通じ、設備導入時における個人負担の重さを解消することがそれらの設備のより一層の普及に繋がると考え、販売・施工に加え太陽光発電設備のリースサービスである「ゆめ電力」に着手した。ドリーム・エナジーは「ゆめ電力」を主力事業とする子会社として2013年4月に設立されたものである。ドリーム・エナジーはそうした設立の経緯から、人材をはじめとする経営資源のほか、環境に関するビジョンをはじめとする各種方針についても日本エコライフと一体となって運営されている。

ドリーム・エナジーは「タフな地域コミュニティをつくる」ことを日本エコライフと共通して自社のビジョンに掲げている。ドリーム・エナジーの掲げる「タフな地域コミュニティ」とは持続可能な自立したコミュニティを指し、大規模インフラに頼らずコミュニティ単位の小規模分散型インフラを構築することで、経済と資源の基盤を有し、環境や安全に配慮した次世代に託す成長性のある地域を創り出すことを目指している。ドリーム・エナジーは「タフな地域コミュニティ」の創生には、エネルギーの地産地消が不可欠であるとの認識を有している。

ドリーム・エナジーおよび日本エコライフはエネルギーの地域での生産に向けた地域単位での再生可能エネルギーの普及拡大を目指す取り組みとして、「ゆめ電力」による住宅への太陽光発電設備および付帯設備の普及促進を行っている。本取り組みにおいて対象となる太陽光発電設備および付帯設備は個人の住宅に対して設置されるものであり、本フレームワークが定める資金使途の根幹をなしている。本取り組みを地域のエネルギー供給の観点から考えると、個人のみならず地域単位での再生可能エネルギーの普及を促すものであると考えられる。

加えて、ドリーム・エナジーおよび日本エコライフはエネルギーの地域での消費によって、季節や天候、時間帯による電力需給の変動を状況に応じて把握し、ピークシフトやピークカットを行うことによる効率的な電力使用のほか、送電ロスの削減等によって電力使用量を削減し、地域の再生可能エネルギー資源で必要な電力をカバーできる地域を実現することを目指している。そうした地域を実現する具体的な取り組みとして、再生可能エネルギーを用いて充電した電気自動車による V2H や V2G⁸の実現のほか、PPA および VPP を用いた自治体や地域金融機関等の地域コミュニティをビジネスパートナーとする事業の展開を計画しており、一部については自治体等との実証実験に参加するなど、事業展開の端緒を開いているものもある。

ドリーム・エナジーおよび日本エコライフのこうした取り組みはパリ協定における 2°C 目標⁹のほか、「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生

⁸ V2G(Vehicle to Grid): 電気自動車を電力系統に連系し、系統との間での電力融通の手段として利用することを指す。V2Hと同様に、電気自動車を移動手段として使わない際に、搭載された大容量の蓄電池を電力貯蔵設備として利用する。

⁹ 「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする」こと、および「そ

活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指し、2030年・2050年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げる第5次エネルギー基本計画といった国内外の動向を視野に入れて打ち出されている。

ドリーム・エナジーは、自社に事業内容に応じた専門家を擁し、日々事業運営を行っているほか、親会社である日本エコライフの専門家とも密に連携しその知見を活用するなど、会社そのものが環境に対する専門的知見を有すると位置づけられる。また、今般の評価対象であるグリーンファイナンス・フレームワークの策定やグリーンファイナンスの実施に関しても、そうした専門的知見は十分に反映されている。

以上から、JCRではドリーム・エナジーの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する自社および親会社の部署との連携によってグリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

のため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」ことが目標として掲げられている。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：ドリーム・エナジー株式会社（証券コード：-）

【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

(担当) 菊池 理恵子・垣内 洋椰

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果の確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル